

5年市長提出第45号議案

令和5年度

瀬戸市下水道事業会計補正予算

(第1号)

令和5年度瀬戸市下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度瀬戸市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度瀬戸市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧中「433,270千円」を「433,299千円」に、「101,278千円」を「116,626千円」に、「146,468千円」を「164,703千円」に、「185,524千円」を「151,970千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収	入		
第1款 資本的収入	2,386,204千円	△ 29千円	2,386,175千円
第1項 企業債	1,115,900千円	168,800千円	1,284,700千円
第4項 補助金	853,529千円	△ 168,829千円	684,700千円

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為の期間を次のとおり改める。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
西部浄化センター整備	令和6年度	千円 2,425,000	令和6年度から 令和7年度まで	千円 補正前 と同じ

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道 建設事業	千円 1,115,900	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率 見直し方式で借り 入れる公的資金に ついて、利率の見 直しを行った後 においては、当該 利率見直し後の利 率)	公的資金 については、その融 資条件により、銀行そ 他の場合にはその債 権者との協定によるも ので償還する。た だし、市財政の都合 により、据置期間及 び償還期間を短縮し 、若しくは繰上償還 し、又は低利債に借 換えすることができる。	千円 1,284,700	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ

令和5年6月1日提出

瀬戸市長 川本雅之